

第3節 同盟強化の基盤となる取組

1 同盟強化の経緯

日米両国は、1960（昭和35）年の日米安保条約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟関係を築いてきた。1978（同53）年には、日本に対する武力攻撃への対応を中心として「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定されるなど、日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与した。

冷戦終結後、1996（平成8）年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同年末に沖縄に関する特別行動委員会（SACO）Special Action Committee on Okinawa 最終報告が取りまとめられた。また、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌1997（同9）年の日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）では、冷戦終結などの安全保障環境の変化を踏まえ、周辺事態への対応と協力を拡大させるなどした97ガイドラインが了承された。

その後、01（同13）年9月11日の米国同時多発テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は、02（同14）年12月の「2+2」会合以降、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものに向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて協議を行った。こうした日米協議を積み重ねた結果、05（同17）年2月に、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認（第1段階）し、同年10月に、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討結果などを発表（第2段階）するとともに、06（同18）年5月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画「再編の実施のための日米ロードマップ」（ロードマップ）を取りまとめ（第3段階）、これら3つの段階を経て日米同盟の方向

性を整理した。

その後も日米両国は、07（同19）年5月の「2+2」会合において、共通の戦略目標を再確認・更新するとともに、09（同21）年2月には、ロードマップに基づき、在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定（グアム協定）に署名し、同年5月に発効した。

また、11（同23）年6月の「2+2」会合では、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、従来の「2+2」会合において定めた共通の戦略目標の見直し及び再確認を行うとともに、共同の情報収集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅広い内容について話し合われた。

さらに、12（同24）年4月の「2+2」会合では、11（同23）年6月の「2+2」会合以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06（同18）年のロードマップで示された計画の調整を決定した。

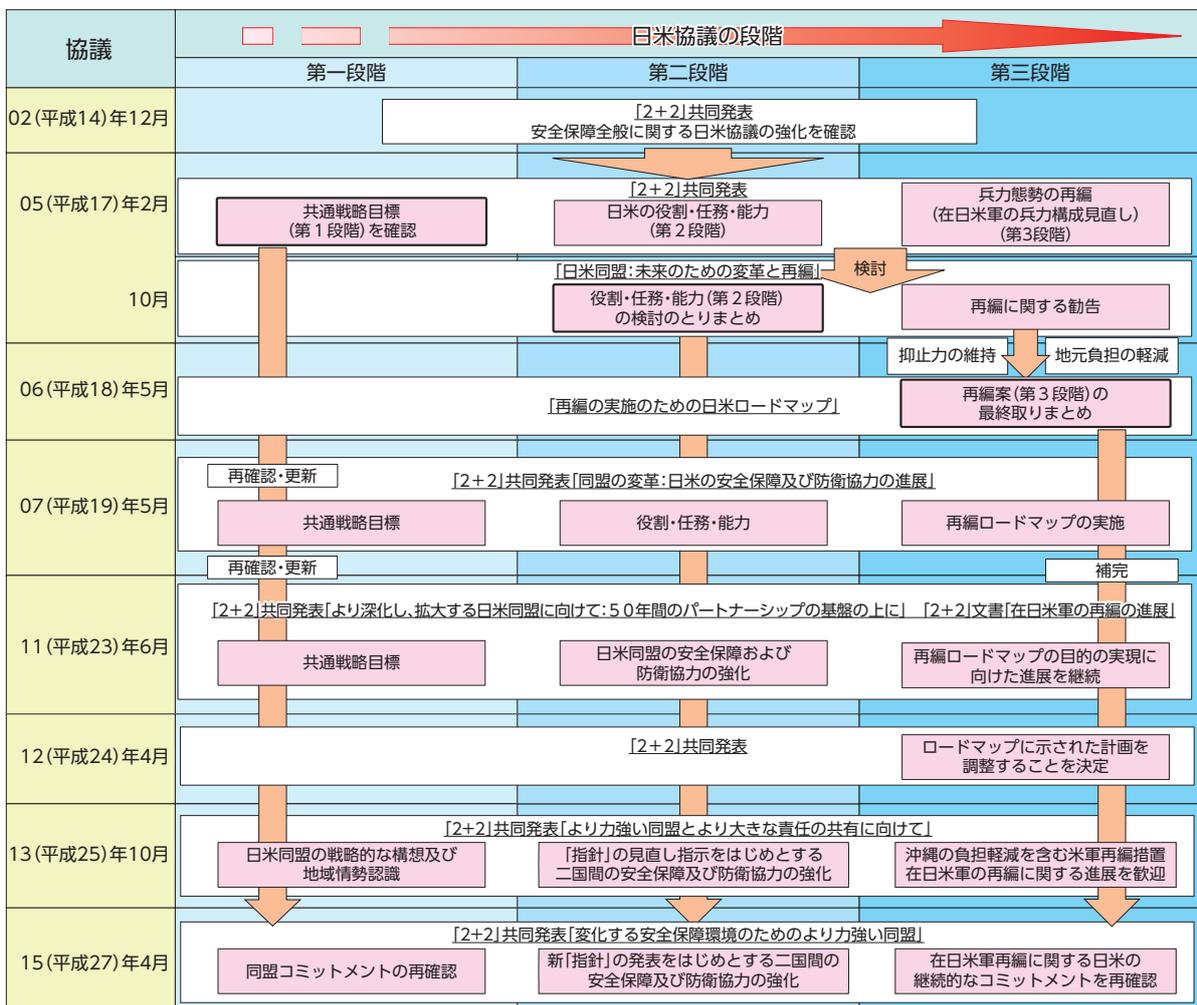
13（同25）年10月の「2+2」会合における主な成果は、次のとおりである。

- ① 97ガイドラインの見直し作業を14（同26）年末までに完了させることで合意
 - ② サイバー・宇宙分野を含む安全保障・防衛面での二国間の協力をさらに拡大・深化させ、また、オーストラリア・韓国などとの三か国間協力など地域における協力を強化していくことで一致
 - ③ 在日米軍再編について、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設に向けた強い決意を新たにするとともに、沖縄の負担軽減の観点から、従来の合意を早期かつ着実に実施しつつ、様々な新たな措置にも取り組んでいくことで一致
- 戦後70年という節目の年に行われた15（同

図表Ⅱ-4-3-1 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年	旧日米安保条約の時代	旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年		「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年	78指針の策定と 拡大する日米防衛協力	(沖縄復帰)
1976(昭和51)年		(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		78「日米防衛協力のための指針」(78指針)策定
1991(平成3)年	冷戦の終結と 97指針の策定	(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成8)年		「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
1997(平成9)年		「SACO最終報告」
1997(平成9)年	米国同時多発テロ 以降の日米関係	97「日米防衛協力のための指針」(97指針)策定
2001(平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
2007(平成19)年		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2012(平成24)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2013(平成25)年		日米安全保障条約締結50周年
2014(平成26)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	97「日米防衛協力のための指針」(97指針)見直し合意
2015(平成27)年		「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年		「日米共同ビジョン声明」(安倍・オバマ会談) 新「日米防衛協力のための指針」(新指針)策定

図表Ⅱ-4-3-2 日米協議の全体像



27) 年4月の「2+2」会合は、日米首脳会談に先立つ形で開催された。会合における主な成果は、次のとおりである。

- ① 米国のリバランスとわが国の積極的平和主義の下、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認するとともに、尖閣諸島に対する米国の日米安保条約第5条の下でのコミットメントを再確認
- ② 新ガイドラインを了承し、新ガイドラインの下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認
- ③ 同盟の抑止力及び対処力を強化するための二

国間の安全保障及び防衛協力の取組の進捗について、満足の意をもって留意

- ④ 地域的及び国際的な協力について最近の進展を強調
- ⑤ 在日米軍再編にかかる日米の継続的なコミットメントを再確認

なお、新ガイドラインの内容については、Ⅲ部4章2節2項(新ガイドラインの内容)のとおり。

参照 資料29(再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳))、資料30(日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(仮訳)(平成24年4月27日))、資料27(日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(仮訳)(平成27年4月27日))、資料28(日米防衛協力のための指針(平成27年4月27日))、図表Ⅱ-4-3-1(日米同盟にかかわる主な経緯)、図表Ⅱ-4-3-2(日米協議の全体像)

2 日米間の政策協議

1 各種の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会(「2+2」会合)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会(「2+2」会合)は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するた

めの重要な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議している。また、防衛副大臣と米国防副長官との間や、防衛事務次官、統幕長、防衛審議官、陸・海・空幕僚長をはじめとする実務レベルにおいても、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

参照 資料31(日米協議(閣僚級)の実績(13(平成25)年以降))、図表Ⅱ-4-3-3(日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議)

2 最近行われた主な政策協議など

(1) 日米防衛相会談(15(平成27)年11月3日)

中谷防衛大臣とカーター米国防長官は、拡大ASEAN国防相会議の機会にクアラルンプールにおいて日米防衛相会談を実施した。

ア 総論、地域情勢

両閣僚は、厳しさを増しているアジア太平洋地域における安全保障環境について意見交換し、東



ダンフォード米統合参謀本部議長の表敬を受けた河野統合幕僚長

図表Ⅱ-4-3-3 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee ([2+2] 会合)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、1960(昭和35)年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統合幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	1976(昭和51)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、1996(平成8)年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 1990(平成2)年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官

(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

(注3) 1996(同8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

シナ海及び南シナ海における力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致し、国際法に則って海洋における活動を行うことを確認した。中谷防衛大臣から、南シナ海における米軍の行動を支持する旨発言し、両閣僚は、今後も日米共同訓練を実施していくとともに、能力構築支援や海洋安全保障などにかかる東南アジア諸国との協力を引き続き強化していくことを確認した。両閣僚は、北朝鮮が長距離弾道ミサイルの発射活動を継続する姿勢を示していることを踏まえ、引き続き日米二国間で緊密に連携していくことを確認した。さらに、両閣僚は、日米韓、日米豪、日米印、日米比といった3か国間の防衛協力を強化していくことで一致した。

イ 平和安全法制と新ガイドラインの実効性確保に向けた取組

中谷防衛大臣から、平和安全法制が先般成立した旨説明し、この法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していきたい旨発言した。カーター長官からは、平和安全法制の成立を支持・歓迎する旨の発言があった。

両閣僚は、新ガイドラインの実効性確保のための取組の重要な第一歩である、新しい同盟調整メカニズム及び共同計画策定メカニズムの設置を歓迎した。

両閣僚は、宇宙・サイバーなどにおける協力の強化など、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続きしっかりと進めていくことを確認した。

ウ 米軍再編

中谷防衛大臣から、一日も早い普天間飛行場の返還とキャンプ・シュワブへの移設に向けて引き続き全力で取り組んでいる旨説明した。両閣僚は、キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。中谷防衛大臣から、在沖米海兵隊のグアム移転や沖縄県外での訓練などの実施を含めた沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請し、カーター長官から、引き続き協力していく旨の発言があった。

また、中谷防衛大臣から、米軍の運用に伴う周辺住民への影響の最小化と米軍の安全面などへの配慮を要請し、カーター長官からは、地元と米軍関係者双方の安全性を常に最大限確保する、との発言があった。

エ 在日米軍駐留経費負担

両閣僚は、引き続き日米両政府間で協議を行い、早期の合意達成に向け努力することで一致した。

オ 防衛装備・技術協力

両閣僚は、防衛装備庁の設置を踏まえ、二国間の装備・技術協力を更に深化させていくことで一致した。また、両閣僚は、海兵隊オスプレイの整備を日本で行うとの米国の決定は、新ガイドラインに掲げる共通装備品の修理及び整備の基盤の強化につながることを確認した。

(2) 日米首脳会談 (15 (平成27) 年11月19日)

安倍内閣総理大臣は、マニラにおいて、オバマ米大統領との間で日米首脳会談を実施した。安全保障に関する概要は次のとおり。

ア 冒頭発言

安倍内閣総理大臣から、4月の訪米の際に日米同盟が盤石であることを確認し、また、日本の「積極的平和主義」と米国の「リバランス政策」の連携に言及し、本日の会談は、この盤石な日米同盟をアジア太平洋地域、ひいては国際社会の平和と安定、繁栄のために有効活用していく新たな日米協力の序章としたい旨述べた。

これに対し、オバマ大統領から、日米同盟は米国の安全保障の基軸でもある旨述べつつ、平和安全法制の成立に祝意を表し、同法制は日本の防衛能力を高めるものであり、地域、世界において日米連携をさらに広げていくことが可能となった旨の発言があった。

イ 日米関係

(ア) 総論

安倍内閣総理大臣から、日米協力をさらに進める上で、自由・民主主義・法の支配などの基本的価値を共有する国々との連携が不可欠であり、日米同盟を基軸とする平和と繁栄のためのネットワークをアジア太平洋地域において共に作っていききたい旨述べた。

これに対し、オバマ大統領から、平和安全法制の成立は歴史的業績であり、また、日米は海洋法を含む国際規範と法の支配を地域において確立するために努力する必要があると指摘し、ネットワークを作っていくとの安倍内閣総理大臣の考えを支持する旨の発言があった。

(イ) 日米安保

安倍内閣総理大臣から、新ガイドラインの下で

の日米安保防衛協力を具体化したい、普天間移設は辺野古が唯一の解決策であり、断固たる決意で進める旨述べつつ、米軍の安定的駐留のためにも沖縄の負担軽減に共に取り組みたいと述べた。

これに対し、オバマ大統領から、普天間移設に向けた安倍内閣総理大臣の努力について謝意が示され、米国としても沖縄の負担軽減のための努力に協力していく旨述べた。同時に、オバマ大統領から、在日米軍駐留経費負担特別協定の見直しについて言及があり、これに対し安倍内閣総理大臣から、新しい特別協定を適切な内容とすべく引き続き協議していきたい旨述べた。

ウ 東アジア情勢

オバマ大統領から、日本と中国、韓国との話し合いに勇気づけられており、米国として支持していきたい旨の発言があり、これに対し安倍内閣総理大臣から感謝する旨述べた。

(ア) 中国

安倍内閣総理大臣から、今後も戦略的互惠関係を推進していく旨述べつつ、東シナ海では中国公船による領海侵入と一方的資源開発が継続するとともに、中国海軍艦艇が尖閣諸島周辺海域に接近する事案も発生しており、エスカレーションを懸念する旨述べた。

また、オバマ大統領から、サイバー問題について、商業関係でのサイバー^{せつしゆ}窃取を行わないことに米中間では合意したが、実施が重要であると述べた。

(イ) 南シナ海

安倍内閣総理大臣から、南シナ海における米軍の「航行の自由」作戦を支持する旨述べた上で、南シナ海における自衛隊の活動については、情勢が日本の安全保障に与える影響を注視しつつ検討を行うとの従来の立場を説明するとともに、政府開発援助、自衛隊による能力構築支援、防衛装備協力などの支援を組み合わせ、関係各国を支援していく旨述べた。さらに安倍内閣総理大臣は、現状を変更し、緊張を高める一方的行為全てに反対である旨述べた。これに対しオバマ大統領から、「航行の自由」作戦については日常の行動として実施していく旨の発言があった。

(ウ) 韓国

安倍内閣総理大臣から、日韓首脳会談では朴槿恵大統領と率直かつ建設的な意見交換を行った旨説明しつつ、韓国は、日米同盟を基軸として地域における協力関係を構築していく上で最も重要なパートナーである旨述べた。これに対し、オバマ大統領からは、朴槿恵大統領との対話を強く支持する旨の発言があった。

(エ) 北朝鮮

安倍内閣総理大臣から、北朝鮮の核ミサイル問題を踏まえると、日米・日米韓の安保協力は重要であり、これは日本の安全保障にとっても重要な問題である旨述べた。また、日米・日米韓の連携を強化し、挑発行動の自制を強く求めたい旨述べつつ、拉致問題について、引き続き米国の理解と協力を期待する旨述べた。オバマ大統領から、北朝鮮問題に対応する意味でも日米韓の協力が不可欠である旨の発言があった。

エ 地域における日米協力

安倍内閣総理大臣から、ASEANとの連携は不可欠である旨述べるとともに、豪州及びインドとの関係は戦略的に重要であり、日米印連携を一層深めていきたい旨述べた。同時に、東アジア首脳会議(EAS)の機構を強化し、名実共にEASを地域のプレミアフォーラムとするため、米国と連携したい旨述べた。

オバマ大統領からは、日米同盟を基軸として平和と繁栄のためのネットワークを地域において作っていくという安倍内閣総理大臣の考えを支持し協力する旨の発言があり、ASEANとの協力についても協議を進めていきたい旨述べた。また、インドや豪州との戦略的対話を進めることも支持したい旨述べた。

オ シリア

安倍内閣総理大臣から、テロ対策の上でもシリア危機の解決は重要である、和平に向けた政治プロセスに強い関心を持っている旨、また、人道支援を始め、積極的に貢献したい旨述べた。これに対しオバマ大統領から、シリアに関しては、プロセスは構築されたが、解決に至るにはまだ努力が必要である旨述べた。

カ 国際社会における協力**(ア) サイバー**

オバマ大統領から、サイバー問題についてはG20の共同声明にも含まれており、今後ともサイバー規範を推進したいと述べ、これに対し安倍内閣総理大臣から、サイバー攻撃への対応は国家の安全保障・危機管理上の重要な課題であり、今後とも様々な機会を通じ日米が緊密に連携して強いメッセージを発していきたいと述べた。

(イ) 核セキュリティ・サミット

オバマ大統領から、核セキュリティ・サミットについて、来年が最後の年になる、一貫して日本は素晴らしいパートナーであり続けてくれた、成果を上げるために安倍内閣総理大臣と協力していきたい旨述べた。これに対し安倍内閣総理大臣から、日米で緊密に連携していきたい旨述べた。

(3) 日米首脳会談(16(平成28)年4月1日)

安倍内閣総理大臣は、ワシントンD.C.において、オバマ米大統領との間で日米首脳会談を実施した。

日米安保について、安倍内閣総理大臣から、辺野古埋立て承認に関する訴訟について、辺野古が唯一の解決策とする立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決断したものである旨説明した上で、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続き共に取り組んでいきたい旨述べた。

これに対し、オバマ大統領からは、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨述べた。

(4) 日米首脳会談(16(平成28)年5月25日)

安倍内閣総理大臣は、G7伊勢志摩サミットのため訪日したオバマ米大統領との間で日米首脳会談を実施した。安全保障に関する概要は次のとおり。

ア 少人数会談

(ア) 少人数会合では、全ての時間を割いて、本年

4月に沖縄で発生した事件を議論し、安倍内閣総理大臣からオバマ大統領に対し、①事件は身勝手に卑劣極まりない犯罪であり、非常に憤りを覚える、日本の総理として強く抗議したい、②沖縄だけではなく、日本全体に大きな衝撃を与えている、こうした日本国民の感情をしっかりと受け止めてほしい、③自分には日本国民の生命と財産を守る責任がある、④実効的な再発防止策の徹底など、厳正な対応を求めたい旨述べた。

(イ) これに対し、オバマ大統領からは、①心からの哀悼と深い遺憾の意が表明されるとともに、米軍関係者の起こした犯罪に責任を深く受け止めている、②日本の捜査に全面的に協力する、正義が実現するためにあらゆる協力を惜しまないとの発言があった。

(ウ) 両者は、日米でよく協議して実効的な再発防止策を追求することで一致し、また、日米で協力して失われた信頼を回復し、沖縄の負担軽減に全力を尽くしていくことで一致した。

イ 全体会合

(ア) 冒頭

全体会合においては、冒頭、安倍内閣総理大臣から、「熊本地震」への米国の温かいお見舞いと迅速かつ力強い支援に心から感謝する旨、また、オバマ大統領の広島訪問という歴史的決断を心から歓迎する旨述べ、両首脳は、「核兵器のない世界」に向けて力強いメッセージを発信したいという思いを共有した。

(イ) 北朝鮮

安倍内閣総理大臣から、北朝鮮の「核保有」の既成事実化は容認できない、G7の明確なメッセージが重要である旨述べ、両首脳は、日米韓の連携が重要であるとの認識を改めて共有した。拉致問題について、安倍内閣総理大臣から、米国の協力に感謝の意を伝えつつ、引き続き、米国の理解と協力を求めたい旨述べた。

(ウ) 東アジア情勢

安倍内閣総理大臣から、日米同盟を基軸とした平和と繁栄のネットワークを更に強化したい、オバマ大統領が直前に訪問したベトナムやフィリピンを始めASEANとの協力強化が急務である旨発言した。両首脳は、海上における法の支配の重要

性について国際社会の中できちんと役割を果たしていくことを確認した。

(5) オバマ米国大統領の広島訪問 (16 (平成28) 年5月27日)

G7伊勢志摩サミットのため訪日したオバマ米大統領は、安倍内閣総理大臣と共に、現職の米国大統領として初めて広島市の平和記念公園を訪問した。両首脳は、平和記念資料館の視察、原爆死没者慰霊碑への献花、ステートメントの実施に続いて、被爆者とふれ合った。その後、原爆ドームを視察した。

オバマ大統領の広島訪問は、戦没者を追悼し、「核兵器のない世界」を目指す国際的機運を再び盛り上げる上で、極めて重要な歴史的機会となった。同時に、戦後70余年の間築き上げられてきた日米同盟、「希望の同盟」の強さを象徴するものになった。

(6) 日米防衛相会談 (16 (平成28) 年6月4日)

中谷防衛大臣とカーター米国防長官は、シャングリラ会合の機会にシンガポールにおいて日米防衛相会談を行った。

ア 米軍属逮捕事件

中谷防衛大臣とカーター長官は、類似の事件・事故の実効的な再発防止策を策定するために、引き続き緊密に連携していく意図を確認した。再発防止策は、①軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の扱いの見直し、②軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の現状のモニタリングの強化、③軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の教育・研修の強化等の分野を対象とすることで一致した。中谷防衛大臣とカーター長官は、ともにスピード感をもちつつ、両国の防衛・外務当局間のハイレベルで作業を加速化し、可能な限り早急に作業を終える意図を確認した。

イ 地域情勢

両閣僚は、東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致し、特に南シナ海における拠点構築やその軍事目的の利用は、地域の緊張を高める一方的な行動として国際社会の懸念事項であるとの認識



シンガポールにおける日米防衛相会談（16（平成28）年6月）

で一致した。両閣僚は、今後も南シナ海において日米共同訓練等を実施していくとともに、能力構築支援や海洋安全保障等に係る東南アジア諸国との協力において連携し、この海域における日米のプレゼンスを強化していくことを確認した。また、両閣僚は、北朝鮮が核実験や弾道ミサイルの発射活動を継続する姿勢を示していることを踏まえ、引き続き同盟調整メカニズム (ACM) の活用を含め、日米二国間で緊密に連携していくことを確認した。さらに、両閣僚は、日米韓、日米豪、日米印の3か国間の防衛協力を強化していくことを確認した。

ウ 平和安全法制と新ガイドラインの実効性確保に向けた取組

中谷防衛大臣から、平和安全法制が先般施行され、新たな任務を遂行するための準備を進めている旨説明し、カーター長官からは、これを支持・歓迎する旨の発言があった。また、両閣僚は、北朝鮮による一連の挑発行為や熊本地震等でACMが効果的に機能していることを確認し、同メカニ

ズムを一層強化していくことで一致した。さらに、両閣僚は、この法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認するとともに、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続き進めていくことを確認した。

エ 防衛装備・技術協力

両閣僚は、相互の防衛調達に関する覚書 (RDP MOU)¹ が今般署名されたことを歓迎し、これを受けて日米装備・技術協力を更に深化させていくことで一致した。また、中谷防衛大臣から、海洋安全保障に係る能力向上のため、海自練習機TC-90のフィリピンへの移転などの協力を具体化していく旨説明し、カーター長官からは、これを歓迎する、フィリピンとの能力構築支援及び装備協力について日米で緊密に連携していきたいとの発言があった。

また、両閣僚は、第三のオフセット戦略も含め、将来の安全保障環境を見据えた防衛戦略や技術戦略について、今後協議を行っていくことで一致した。

オ 米軍再編

中谷防衛大臣から、辺野古埋立承認に関する訴訟の和解について説明するとともに、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変であると述べた。カーター長官からは、日本政府の考えを十分に理解する、引き続き緊密に協力していきたいとの発言があった。中谷防衛大臣から、沖縄県外での訓練等の実施などによる沖縄の負担軽減について協力を要請した。カーター長官から、引き続き協力していく旨の発言があり、両閣僚は、嘉手納以南の施設・区域や北部訓練場の過半の早期返還に向けて取り組むことで一致した。

3 同盟強化の主な取組

新ガイドラインでは、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」のため、情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、防空及びミサイル防衛、海洋安全保障、共同訓練・演習などの措置をとるこ

とや、日本における大規模災害への対処において協力することなどが明示されている。また、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」として、国際的な活動において協力することや三か

¹ 正式名称：相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書 (Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement)。日米の防衛当局による防衛装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置 (相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除等) を促進するもの。

国及び多国間協力を推進・強化すること、新たな戦略的領域である宇宙及びサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力などの「日米共同の取組」を発展・強化することなどが明示されている。その項目の多くは、防衛大綱においても「日米同盟の抑止力及び対処力の強化」と「幅広い分野における協力の強化・拡大」として盛り込まれている。新ガイドラインの内容については、Ⅱ部4章2節2項（新ガイドラインの内容）のとおり。

参照 資料28（日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日））

1 同盟内の調整の強化

(1) 同盟調整メカニズムの設置

15（平成27）年11月、日米両政府は、新ガイドラインに基づき、日本の平和と安全に影響を与える状況や、その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に、切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム（ACM）を設置した。

Alliance Coordination Mechanism

本メカニズムでは、図表Ⅱ-4-3-5に示す構成に基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階における、自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を行い、適時の情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、②日本国内における大規模災害や地域及びグローバルな協力でも活用が可能であること、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体にわたる調整が可能であることであり、これらにより、日米両

政府は、調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになった。例えば、国内で大規模災害が発生した場合においても、自衛隊及び米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調整が必要になるが、本メカニズムを活用することにより、様々なレベルでの日米の関係機関の関与を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能になった。

参照 図表Ⅱ-4-3-4（同盟調整メカニズムが活用される状況（イメージ））、図表Ⅱ-4-3-5（同盟調整メカニズム（ACM）の構成）

(2) 運用面の調整の強化

日米両政府は、新ガイドラインに基づき、運用面の調整機能の併置の重要性を認識し、自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

(3) 共同計画策定メカニズムの設置

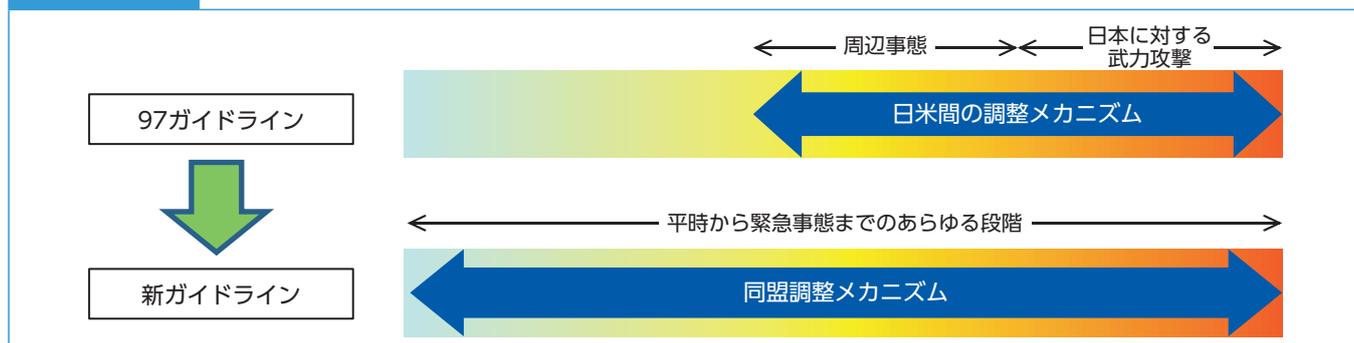
15（平成27）年11月、日米両政府は、新ガイドラインに基づき、日本の平和及び安全に関連する緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能とするため、平時において共同計画の策定を新ガイドラインにしたがって実施することを目的とし、共同計画策定メカニズム（BPM）を設置した。

Bilateral Planning Mechanism

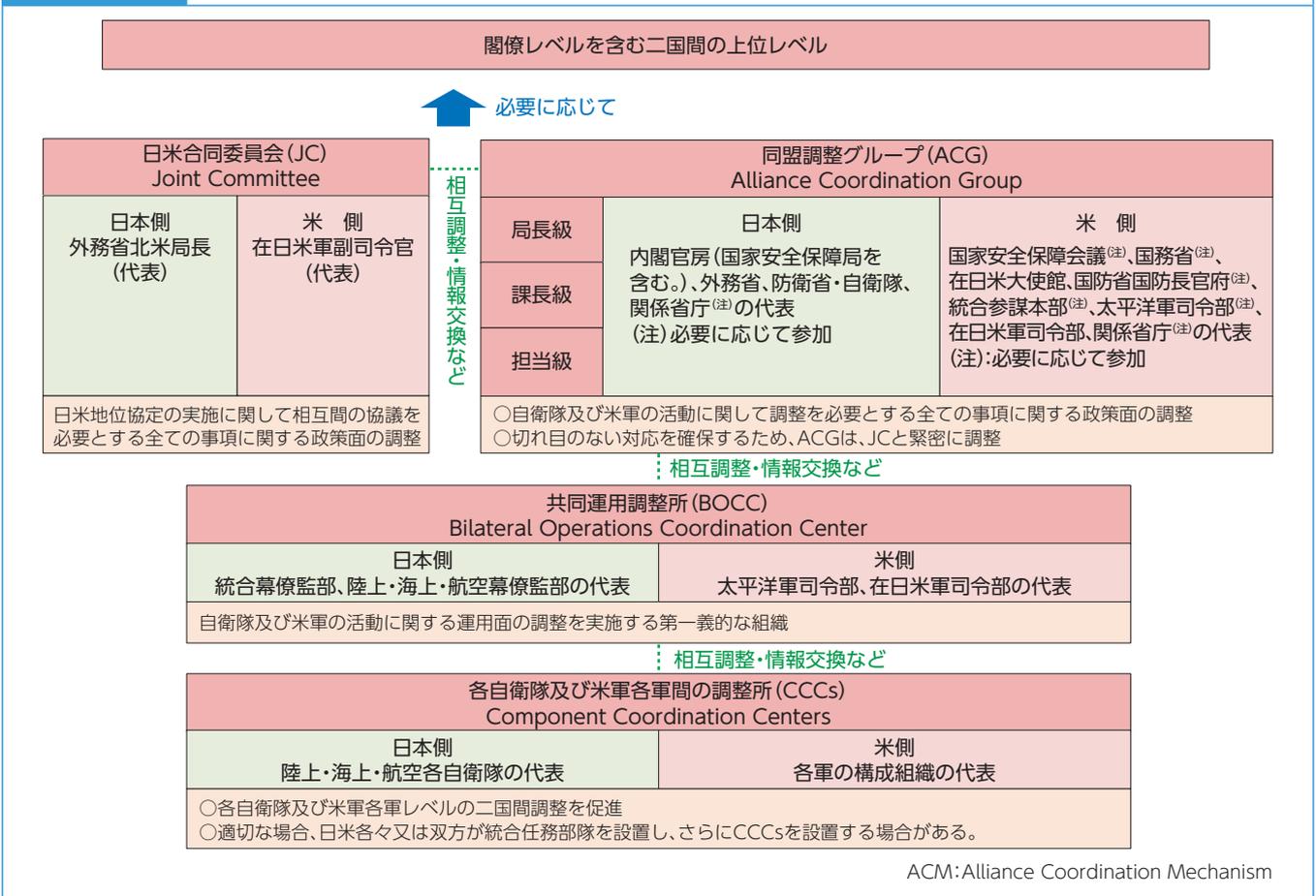
本メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、両政府は、本メカニズムを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

参照 図表Ⅱ-4-3-6（共同計画策定メカニズム（BPM）の構成）

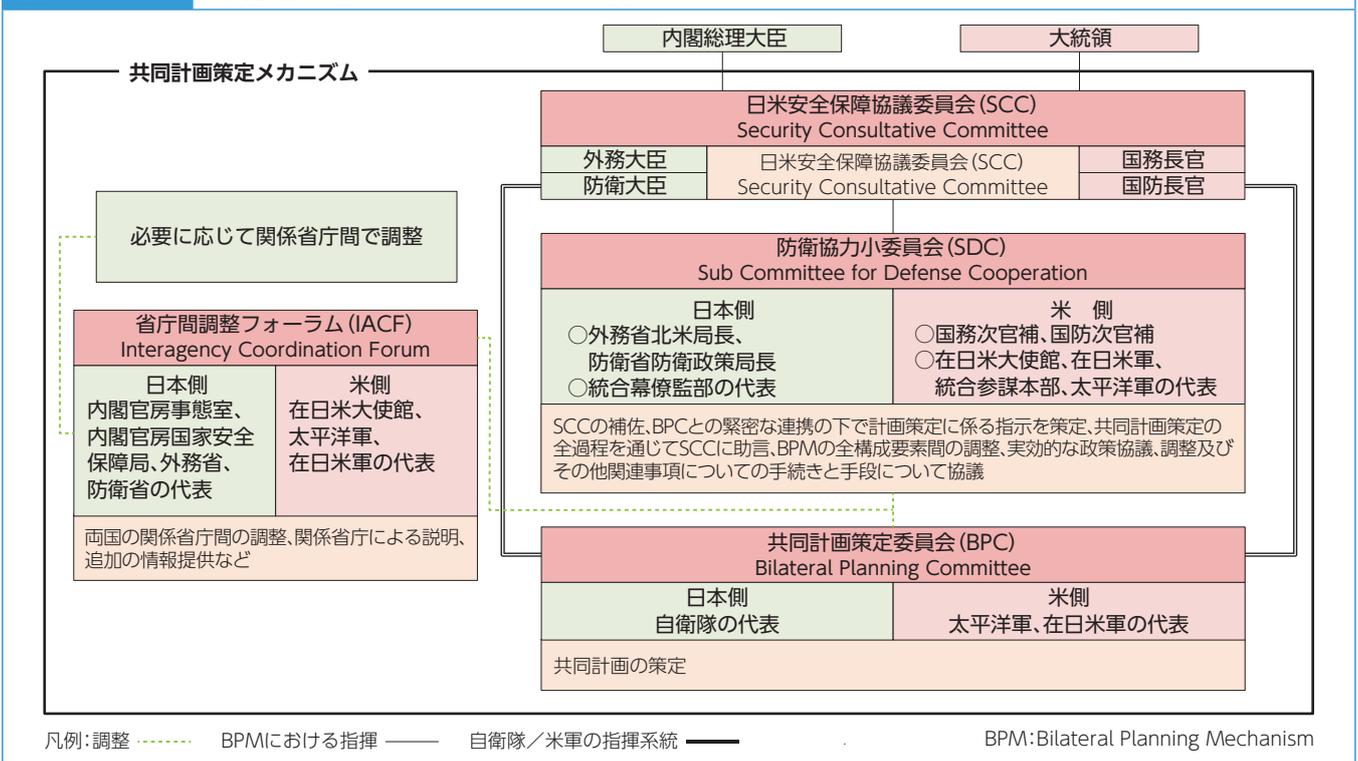
図表Ⅱ-4-3-4 同盟調整メカニズムが活用される状況（イメージ）



図表Ⅱ-4-3-5 同盟調整メカニズム (ACM) の構成



図表Ⅱ-4-3-6 共同計画策定メカニズム (BPM) の構成



2 日本の平和及び安全の切れ目のない確保のための措置

(1) 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動については、日米両国の活動の効率及び効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要であるとの観点から、日米の防衛当局間の課長級を代表者とするISR作業部会を13(平成25)年2月に設立し、日米間での協力をさらに深めている。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすことになるとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

(2) ミサイル防衛

弾道ミサイルへの対応については、運用情報の共有や対処要領の整備などにより日米共同対処能力を向上させてきており、09(平成21)年4月、12(同24)年4月及び12月の北朝鮮によるミサイルの発射の際には日米で緊密に連携して対処したほか、16(同28)年2月の北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用し、連携して対処した。なお、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックⅡA)の日米共同開発を進めている。

(3) 海洋安全保障

新ガイドラインにおいて、日米両政府は、平時から海洋監視情報の共有をさらに構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化を行うなど、海洋安全保障について協力することとされている。海自と米海軍は、各種共同訓練・演習などを通じ、西太平洋における日米のプレゼンスの維持・向上に適切に協力するなどしている。

(4) 共同訓練・演習

平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの



飛行する米空軍のグローバル・ホーク



観艦式終了後、航行する米原子力空母ロナルド・レーガン、護衛艦いずも、てるづき

相互理解や意思疎通といった相互運用性を深め、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めているところである。

共同訓練・演習については、国内のみならず、15(平成27)年8月からは、米陸軍との実動訓練(アークティック・オーロラ)を米国アラスカ州で行うなど、米国への部隊派遣などにより拡大してきているとともに、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベルにおいても、相互運用性及び日米の共同対処能力の向上の努力を続けている。

昭和60年度以降、日米共同統合演習として、おおむね毎年指揮所演習又は実動演習を行っており、16(同28)年1月には指揮所演習を実施した。



米陸軍との実動演習（オリेंट・シールド）において、
周囲を警戒する隊員



海上自衛隊演習（実動演習）において共同訓練を行う日米の艦隊



日米豪共同訓練（コープ・ノース・グアム）で編隊飛行中の日米の航空機

また、近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関や自治体との連携を深めている。

参照 資料32（主な日米共同訓練の実績（平成27年度））

(5) 後方支援

日米が協力する機会の増加に伴い、1996（平成8）年に署名した日米物品役務相互提供協定²（ACSA）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展している。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができることを基本原則としている³。

また、15（同27）年4月の「2+2」会合においては、新ガイドラインが展望する後方支援にかかる相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉することが確認され、現在、日米間で協議を進めている。

参照 図表Ⅱ-4-3-7（日米物品役務相互提供協定（ACSA））

(6) 共同使用

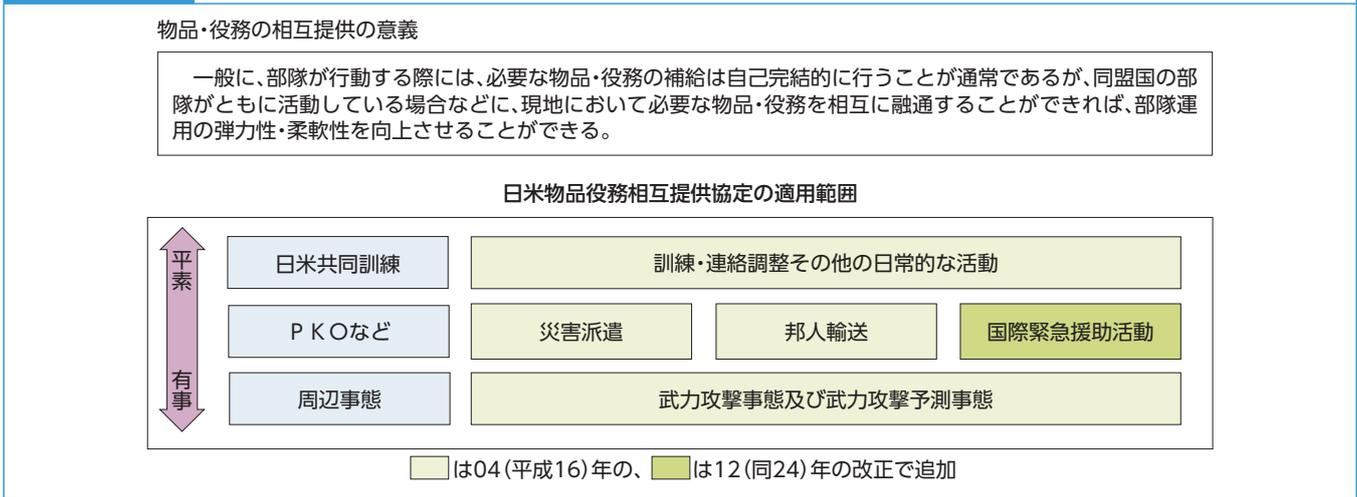
施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加を意味し、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR活動の範囲や活動量を増やすこととなる。特に沖縄における自衛隊施設は、那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、08（平成20）年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使

² 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

³ 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の場合のみ。）である（武器の提供は含まれない。）。

図表Ⅱ-4-3-7 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)



用している。また、12(同24)年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13(同25)年3月の陸自中央即応集団司令部の座間移転なども行った。さらに、13(同25)年12月及び14(同26)年6月から7月には、海自が米海軍の協力を得てグアム方面において洋上訓練及び施設利用訓練を実施したほか、グアム及び北マリアナ諸島連邦(テナアン島、パガン島)に自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。



米国防総省において実施された「トモダチ作戦5周年記念式典」において、米軍音楽隊の伴奏に合わせて歌う自衛隊の音楽隊員

3 日本における大規模災害への対処における協力

東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間で培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの日本国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、13(平成25)年12月

に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、14(同26)年2月には高知県において、南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練を実施した。また、同年10月の和歌山県主催の津波災害対応実践訓練や同年11月の東北方面隊主催の震災対処訓練「みちのくALERT2014」にも在日米軍が訓練に参加するなど、災害対応における国内外での自衛隊と米軍との連携の一層の強化に努めている。

また、16(同28)年4月に発生した熊本地震においては、MV-22オスプレイによる生活物資の輸送や輸送機C-130による自衛隊員の輸送などの協力が行われ、その際、地震対応のために組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同調整所を含め同盟調整メカニズムが活用された。

4 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

(1) 国際的な活動における協力

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及び国際平和協力活動、並びにソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行っている。また、13（平成25）年11月に生じたフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、14（同26）年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

海洋安全保障に関しては、日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めており、13（同25）年7月以降の海賊対処における第151連合任務部隊（CTF151）、14（同26）年8月の米国主催PSI海上阻止訓練、同年10月からペルシャ湾で実施した米国主催国際掃海訓練、15（同27）年11月のニュージーランド主催PSI阻止訓練への参加など、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間の様々な海洋安全保障協力においても密接に連携して取組んでいる。

参照 Ⅲ部2章2節（海洋安全保障の確保）、Ⅲ部2章4節2項（大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組）

(2) 三か国及び多国間での訓練・演習

新ガイドラインでは、日米両国は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化することとされており、自衛隊は、日米二国間による訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米韓などの三か国間訓練や多国間訓練にも参加している。

5 宇宙及びサイバー空間に関する協力

(1) 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、09（平成21）年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、10（同22）年9月に関係府省が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

さらに、12（同24）年4月の日米首脳会談において、民生及び安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化並びに宇宙に関する包括的対話の立ち上げに一致したことを受け、13（同25）年3月に関係府省が参加して第1回包括的日米対話を実施するなど、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を定期的に行っている。

また、15（同27）年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）」Space Cooperation Working Groupを設置し、同年10月に第1回、16（同28）年2月に第2回会合を開催した。引き続き、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

(2) サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13（平成25）年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG）」Cyber Defense Policy Working Groupを設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。

15（同27）年4月には新ガイドラインが、同年5月にはCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などが挙げられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク

及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などが挙げられた。今後、新ガイドラインやCDPWGの共同声明において示された方向性に基づき、日米サイバー防衛協力をより一層加速していく。

6 協力の実効性をさらに向上させるための取組

(1) 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

また、わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983（昭和58）年、「対米武器技術供与取極⁴」を締結、06（平成18）年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極⁵」を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。さらに、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイ（24機）と陸自に導入予定のオスプレイ⁶と



航空自衛隊幹部学校を訪問した米国軍人の研修団

の共通整備基盤やアジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点（リージョナル・デポ）に関する取組については、Ⅲ部3章3節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおり。

参照》資料33（日米共同研究・開発プロジェクト）

(2) 教育・研究交流

新ガイドラインでは、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化することとされており、防衛省・自衛隊は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するため、留学生の受入や、日米二国間又は米国を含む多国間の各種セミナーを実施するなど、教育・研究交流を行っている。

参照》資料49（留学生受入実績（平成27年度の新規受入人数））、資料50（防衛省主催による多国間安全保障対話）、資料51（その他の国家間安全保障対話など）

4 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

5 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

6 陸自では、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、輸送ヘリコプター（CH-47JA）の能力を補完・強化し得るティルト・ローター機（V-22オスプレイ）を17機導入することとしている。